

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	森林政策課	整理番号	1-1
許認可等の種類	測量成果の複製(公共測量)			
根拠法令条例等・条項	測量法 第43条			
許認可等の概要	<p>公共測量の測量成果のうち図表等を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。</p>			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考] 測量法第44条の2 測量計画機関は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請手続が法令に違反していること 2. 当該測量成果を使用することが測定の正確さを確保する上で適切でないこと。 			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (事業ごとの裁量が大きいため)			
期間の制定根拠	—			